

令和7年第1回大町町議会（定例会）会議録（第5号）							
招 集 年 月 日	令和7年3月10日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和7年3月24日	午前9時30分		議 長	諸 石 重 信	
	閉 会	令和7年3月24日	午前10時32分		議 長	諸 石 重 信	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 番 号	氏 名	出席等 の別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	○	
会議録署名議員	8 番		藤 瀬 都 子		2 番		三 根 和 之
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事 務 局 長	坂 井 清 英		書 記	高 田 匡 樹		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	水 川 一 哉		副 町 長	川 原 恵		
	会 計 管 理 者	井 上 精 一		教 育 長	尾 崎 達 也		
	総 務 課 長	井 原 正 博		総 務 課 参 事	亀 川 修		
	企画政策課長	藤 瀬 善 徳		町 民 課 長	宮 崎 貴 浩		
	町 民 課 参 事	副 島 徳 二 郎		子育て・健康課長	前 山 正 生		
	福 祉 課 長	釘 本 あ ゆ み		教育委員会事務局長	井 手 勝 也		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和 7 年 3 月 24 日

日程第 1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第 2 継続審査について

日程第 3 追加議案等の報告及び上程

日程第 4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

午前 9 時 30 分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は 8 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 7 年第 1 回大町町議会定例会 5 日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（諸石重信君）

日程第 1. 本定例会の議案を議題といたします。

各委員長に付託をいたしました議案に関し、各委員長の報告をお願いいたします。総務文教委員長。

○総務文教委員長（三谷英史君）

議会休会中に当総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査いたしました結果を報告いたします。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大町町一般会計補正予算（第 6 号）について）、議案第 2 号 大町町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第 3 号 大町町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 4 号 大町町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 5 号 大町町職員旅費支給条例の一部を改正する条例について、議案第 6 号 大町町非常勤

消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 大町町企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 大町町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第9号 刑法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第10号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第13号 教育振興基金条例の制定について、議案第14号 令和6年度大町町一般会計補正予算（第7号）について、議案第15号 令和6年度大町町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第16号 令和6年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け慎重に審査いたしました結果、議案第1号及び議案第14号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（諸石重信君）

続きまして、産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（藤瀬都子君）

議会休会中に当産業厚生常任委員会に付託されました議案について、審査いたしました結果を報告します。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大町町一般会計補正予算（第6号）について）、議案第11号 大町町子ども新生活サポート基金条例の制定について、議案第12号 大町町長寿いきいき福祉基金条例の制定について、議案第14号 令和6年度大町町一般会計補正予算（第7号）について、議案第17号 令和6年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計補正予算（第3号）について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け慎重に審査いたしました結果、議案第1号及び議案第14号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（諸石重信君）

続きまして、予算特別委員長。

○予算特別委員長（三根和之）

議会休会中に予算特別委員会に付託された議案について、審査いたしました結果を報告いたします。

議案第18号 令和7年度大町町一般会計予算について、議案第19号 令和7年度大町町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号 令和7年度大町町国民健康保険特別会計予算について、議案第21号 令和7年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計予算について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け慎重に審査いたしました結果、議案第18号、議案第19号、議案第20号及び議案第21号についてはそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案審議過程において、議案第18号 令和7年度一般会計予算中、2款．総務費、1項6目12節．複合施設建設関連委託料については、複合施設建設計画を進めるに当たり、当該及び周辺住民に対しての説明や話し合いによる十分な理解を求める丁寧な行政対応が不可欠である。また、3款．民生費、2項2目14節．大町保育園園舎改修工事に関しては、長期にわたる工期となるため、園児等への安全を十分に配慮して行うことなどの意見が出されました。

以上で、当予算特別委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（諸石重信君）

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

なお、討論につきましては、1議案につき1議員1回の会議原則に基づき行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第1号については、総務文教、産業厚生各委員長報告どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第2号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第2号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第3号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第３号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第４号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第４号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第５号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第５号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第6号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第6号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第7号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第7号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 8 号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第 8 号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 9 号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

採決いたします。

議案第 9 号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 10 号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第10号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第11号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第11号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

議案第12号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第12号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第13号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第13号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第14号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第14号については、総務文教、産業厚生各委員長報告どおり可決することに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

議案第15号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第15号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

議案第16号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第16号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第17号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第17号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第18号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

7番三谷でございます。令和7年度一般会計予算について反対をいたします。

反対理由を述べます。

まず、歳入、ふるさと応援寄附金、歳入予算4億円について反対をいたします。

本年度のふるさと応援寄附金、ふるさと納税額は当初8億円計上されておりました。しかし、2度にわたって減額補正がされ、3月においても補正をされております。そして、現在1億3,000万円と見込まれております。大幅に減額、減収がされているところでございます。この現状を踏まえて、今回、7年度当初予算として4億円が計上されておりますが、その根拠については分かりません。

そして、これを質問いたしましたところ、この額はふるさと納税の管理運営を委託している事業者が独自の算定方法でもって積算をしたものであると。そして、詳細にわたっては企業秘密に該当するから公表できないというふうな答弁をいただきました。

予算編成は、通常、予算に穴が開かないように、歳入予算については固く見積もって、歳出予算については若干余裕を持って計上すると、これが原則でございます。この4億円という枠は、あくまでも歳入予算額であり、寄附金の目標設定額ではありません。空財源にならないのかという心配の下に質問いたしました、何ら回答がございませんので、審議するための判断材料がないということで、この額については理解ができません。

次に行きます。

2点目といたしまして、複合施設建設事業認定調査業務委託料1,175万9千円、そして、複合施設建設用地測量業務委託料772万2千円、これは、これから建設に当たって補助金を申請するための事前準備に要する経費だということで説明を受けました。しかし、これまで一般質問で度々お話ししてきましたとおり、昨年、地元地区におきましては、町に対して防水対策、騒音対策等々の6項目にわたる要望書が提出をされております。そして、それを受けまして、昨年11月、町執行部も説明をするということでもって当該地区の総会が開催された。そして、その総会の中でも、住民の皆さん方から多くの要望が出されたというふうに聞いております。このような状況を経て、町は今頃になってやっと戸別訪問をして各個の要望を聞いている、その最中であると。そして、今後はこの要望を基に各個との調整が図られるものというふうに思っております。

こういう状況の中においては、これが終わるまでは事業着手に要する予算は一旦見送るべきではないかというふうに思います。これから地元住民の声を吸い上げ、住民に寄り添う対応をしていく、その時期に建設検討委員会がその答申を得た、そして事業着手に向けて形式的手続が終了した、そういう理由でもって事業着手を強行する、こういう町政運営には断固反対をいたします。そういう理由でもって、今回の補正予算は見送るべきだというふうに考えます。

次、3点目に行きます。

大町町ワインプロジェクト促進業務委託料480万円、ワインプロジェクト業務委託480万円、そもそもワインプロジェクトとは何か、その内容が分かりません。

現在、法人ではなくて個人の方がお一人で大谷口地区でブドウ栽培に取り組まれていると。

そして、将来的にこのブドウを醸造して、ワインを瓶詰めして、ワイン製造をして、それを販売するという計画があるということでございますから、この方に今回、大町町ワインプロジェクト促進業務を委託すると。そして、この方をサポートするために地域おこし協力隊を募集すると、こういうことで合計1,000万円弱の補助金が計上をされております。将来的には、ワインの醸造、さらにワインの瓶詰め等々、ワインそのものを製造するための機械装置、工場建物、建屋が必要となります。そして、これには数千万円、あるいは億単位の投資額が必要となるというふうに思います。

そして、先ほど申し上げましたとおり、この事業は法人ではなくて個人の方が取り組まれている。そこでまず、個人の方が取り組まれているこのワインの製造、販売までの全工程についての全体計画を示していただいて、その中で町が構想しているワインプロジェクトがどのような形でこれに関わっていくのか、こういうことを示していただかないと、今回計上された予算、補助金の必要性、あるいは、その額の妥当か否かの判断ができません。そういうことで反対をいたします。

当町は人口6,000人を切っております。財政規模も貧弱でございます。いわゆる零細自治体。そして、何ら知識も経験もない、こういう自治体が中心的に経営していくということになると、果たして経営をやっていけるのかどうか、素朴の疑問が湧きます。そして、背負うリスクが大き過ぎるというふうに考えております。

最後ですけれども、4点目。

ひじり学園多目的コート人工芝生化工事4,500万円。昨年度、当初予算で3,000万円で計上されていたものでございますけれども、昨年、私は総務委員長として総務委員会の中でこの議論をいたしました。そのときも委員の方が、この必要性、目的は何なのか、これを造る必要があるのかという必要性云々について大分議論をいたしました。私は委員長という立場上——心情的には反対というあれやったんですけれども、ちょっとなかなかできなかったんですけれども、一応昨年に当たっては、いろんな形で私の委員長報告でもって予算を通しております。

昨年、当初予算3,000万円で計上されていたものが、今回、事業経費、材料等々の高騰、人件費の高騰によって、今回4,500万円で再び計上されております。そして、この目的というのは、子供たちがドッジボールなどのスポーツに利用するとのことであります。それで町執行部が主導してこの予算を計上したというふうに説明がありました。

そこで、そもそも4,500万円をかけてこの人工芝のコートを造るその必要性が全く私には理解できません。子供たちは運動場、体育館でドッジボールをしております。ドッジボールを楽しんでおります。そういうことで、学校現場の先生方、あるいは教育委員会の声をしっかり聞いて、真に子供たちの環境に資するような教育整備、そういう生きた予算を計上すべきというふうに考えます。そういう意味でこの予算については反対をいたします。

以上の理由でもって反対をいたします。

○議長（諸石重信君）

三谷議員の反対討論に対し、賛成討論ございませんか。5番山下議員。

○5番（山下淳也君）

5番山下です。賛成討論をさせていただきます。

まず、ふるさと納税事業、令和7年度ふるさと納税寄附額、予算については増額に向けた企業戦略を総合的に判断し4億円としているという回答を担当からいただいております。

続きまして、複合施設建設事業認定調査業務委託並びに測量業務委託に関しましては、委員長報告にもありましたように、執行部に対し、建設計画を進めるに当たっては、当該及び周辺住民の御理解を前提の元という意見が議会より示され、担当課よりその旨の回答をいただいております。

3つ目、ワインプロジェクトですね。ワインプロジェクトに関しましては、そもそも令和3年に大町町が中山間地の活用を促進する目的で民間公募を行い、採択した事業であります。中山間地の活用と大町町をアピールする特産品の開発を促進する施策であり、商品自体が町に帰属するものではないと思います。

4つ目に、ひじり学園多目的コート人工芝生化につきましては、現在、テニスコートとして使用されている学園内のテニスコートを人工芝生化し、多様な運動ができる環境を整え、人工芝による児童・生徒の興味を促し、活用を促進することにより、児童・生徒の体力向上、また、地域コミュニティースクールとしての社会体育と町民の利用を行うものであり——そもそも令和6年度の当初予算に提出された議案であり、承認、可決された事業であります。その後、物価高騰等を理由に執行部より一旦取り下げられ、令和7年度予算で再提出されたものであり、また、財源につきましては、この助成金及び過疎債を活用することにより本町の財源負担を大幅に軽減できる旨の説明も受けております。

これらを勘案し、予算案に賛成いたします。

○議長（諸石重信君）

ほかに討論ございませんか。6番早田議員。

○6番（早田康成君）

6番早田です。先ほどの反対討論と同じような形なんですけれども、1つ目は複合施設建設事業認定調査業務、この分と複合施設建設用地測量業務、この2点について。

理由は、今、反対討論があったのと同じなんですけれども、まだ地元住民の理解が得られていないままでこの調査、測量をするということは、町行政の在り方としてはいかがなものかというふうに私は考えます。当該委託業務は地元住民の理解、承認を得て、その上で取りかかるべきではないかというふうに考えます。よって、現状ではその域に達してない、今年度は見送るべきだというふうに考えます。

2つ目、ひじり学園多目的コート人工芝生化工事、これまでの関係者からの聴取では、ドッジボール等子供が楽しめる場とか、または町民のコミュニケーションの場で使用すると説明からは主たる目的が見えません。児童・生徒の体力づくりは重要な課題であります、教科であります。ひじり学園には、グラウンド、体育館、武道場等多くの体育施設があり、なぜ人工芝まで必要なのか。ドッジボールなど、体育館やグラウンドで十分に目的は果たせるというふうに考えます。

また、人工芝整備はひじり学園からの学業の場に必要とされたものじゃなく、行政からの計画と聞きます。さらに、民間の憩いの場を考えての計画であるというふうに聞いておりますけれども、学校教育の場に社会教育を計画するなど意味不明であり、計画については中・長期的に計画されたと聞きますけれども、令和5年度に発案、今年度予算計上、物価高騰により7年度に改めて予算計上、これが中・長期的な計画と言えるのか。学校教育については、児童・生徒の将来を考えた場合、子供たちの成長について意義ある環境を真剣に取り組むべきであるというふうに考えて、反対いたします。

○議長（諸石重信君）

早田議員の反対討論に対し、賛成討論ございませんか。8番藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

ただいまの早田議員の討論に対しまして、私は執行部の予算どおり賛成するので、賛成討論を行います。

さっきいろいろ言われましたけれども、その中で、やっぱり今の子供たちの現状に合わせ

てというか、子供の中には泥の中では遊べないというような子供たちも今はおります。そういった中で、現在、テニスコートとして使われておりませんので、その部分を人工芝にして、子供たちがそこで興味を持って運動できるような場をつくりたいということで教育委員会のほうから説明もありましたし、とにかく地域コミュニティーのために、社会体育の方々も利用できるよということで今回計画をされております。

私は以上の理由で賛成をいたします。

○議長（諸石重信君）

すみません、藤瀬議員、複合施設についての賛成討論ございませんか。

○8番（藤瀬都子君）

複合施設のほうもですね、町のほうは担当課が回って、現在もいろいろな方々に対して対応をしておられます。とにかく今現在、スポーツをする場所がないということで町民からの強い要望もあっておりますので、町としては磯路町のところの空き地を利用してということで計画を立てておられます。何とかそのことを——これから先もずっとその地区の方々と話し合いをしながらされていくと思いますので、私はこの件に対しましても賛成をいたします。

○議長（諸石重信君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

では、採決をいたします。

議案第18号について、予算特別委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（諸石重信君）

起立多数と認めます。よって、議案第18号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第19号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第19号については、予算特別委員会委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第20号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第20号については、予算特別委員会委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第21号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第21号については、予算特別委員会委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 継続審査について

○議長（諸石重信君）

日程第2. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出どおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日、議案1件、発議3件が追加提案されましたので日程に追加し、議題といたします。

日程第3に追加議案等の報告及び一括上程、日程第4に提案理由の説明及び質疑・討論・採決を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、日程第3. 追加議案等の報告及び一括上程、日程第4. 提案理由の説明及び質疑・討論・採決を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第3 追加議案等の報告及び上程

○議長（諸石重信君）

日程第3. 本日、議案1件、発議3件が追加提案されました。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

ただいま朗読させました議案第22号、発議第1号から発議第3号を一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（諸石重信君）

日程第4. これより追加議案等の提案理由の説明を行います。

議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。本定例会の開会日をお願いをしておりました追加議案として、大町町教育委員会教育長の人事案件について御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

これより提案理由を申し上げます。

議案第22号 大町町教育長の任命について。

大町町教育長の任期は3年となっております。このたび、現教育長の尾崎達也氏の任期が令和7年3月31日をもって満了となりますので、再度、同氏を教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（諸石重信君）

お諮りいたします。発議第1号から発議第3号については全議員の方が賛成となっておりますので、提案理由及び質疑は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号から発議第3号については提案理由及び質疑を省略することに決定いたしました。

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

続いて、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第22号については、町長提案どおり、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、大町町教育長には尾崎達也氏を任命、同意することに決定いたしました。

発議第1号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

発議第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

発議第2号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

発議第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

発議第3号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

発議第3号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和7年第1回大町町議会定例会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前10時32分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年3月24日

議 長 諸 石 重 信

会議録署名議員 藤 瀬 都 子

会議録署名議員 三 根 和 之

局 長 坂 井 清 英